

**定款変更認証申請**

**特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和8年2月20日受付分)**

**名称**

**特定非営利活動法人日本スポーツコーチ&トレーナー協会**

**縦覧期間**

**令和8年2月20日(金)から  
令和8年3月6日(金)まで**

# 特定非営利活動法人日本スポーツコーチ&トレーナー協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本スポーツコーチ&トレーナー協会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目7番地2号神戸女子大学坂元研究室に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を広島県広島市中区大手町5丁目3番地12号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、スポーツ人口の低年齢化、高齢化に対応して、あらゆるスポーツを行う人々に対して、正しいトレーニングや食事のあり方を普及指導する。また指導の立場にあるスポーツコーチ、トレーナー、栄養士の自己研鑽と技術向上を図るための教育訓練事業を行い彼らの職業能力の開発と雇用機会の拡充を支援する。そしてスポーツコーチ、トレーナー、栄養士を通じて、優秀選手の育成とスポーツ選手の発掘そして広く国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2)保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3)社会教育の健全育成を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)特定非営利事業

① 普及事業

世代に合わせたトレーニングや食事のあり方のイベントを企画し開催する事業

② 研修事業

スポーツコーチ、トレーナー、栄養士の技術レベル向上のためのカリキュ

ラム作成と研修会開催の事業

③ 派遣事業

スポーツコーチ、トレーナー、栄養士を派遣して指導する事業

④ 認定事業

スポーツコーチ、トレーナー、栄養士の専門職業能力を適格に評価するシステムに基づいて、資格を認定するための試験の実施と認定証交付に関する事業

(2)その他の事業

① 有料派遣事業

団体・企業・学校向けにスポーツコーチ、トレーナー、栄養士を派遣する。

② 有料講演事業

特定の企業や団体向けに対象スポーツや世代に合わせたトレーニング、食事のあり方を講演する。

③ 個別指導事業

個人を対象に、スポーツ科目や世代に合わせたトレーニング、食事の個別メニューを有料で指導する。

2 前項の第2号に掲げる事業は、第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

(2)活動会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人

(3)賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事5人以上10人以内

(2)監事1人以上

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2)この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総 会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散

- (3)合併
- (4)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5)事業報告及び収支決算
- (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬の額
- (7)入会金及び会費の額
- (8)その他運営に関する重要事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)第15条第4項第4号の規定に基づいて、監事から招集があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら

ない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

## 第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項

(4)事務局の組織及び運営に関する事項

(5)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1)主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)

(2)資産に関する事項

(3)公告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 法上の役員とは別に会長を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員（団体）	50,000円
	正会員（個人）	10,000円
	活動会員（個人）	5,000円
	賛助会員（団体）	30,000円
	賛助会員（個人）	5,000円
(2)年会費	正会員（団体）	30,000円
	正会員（個人）	10,000円
	活動会員（個人）	5,000円
	賛助会員（団体）	30,000円
	賛助会員（個人）	5,000円

別表 設立当初の会長

星 野 仙 一

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	鈴 木 拓 治
副理事長	脇 村 恭 夫
理 事	古 池 拓 一
同	仁 平 馨
同	石 川 秀 彦
同	井 上 淨 治
監 事	堀 正 美

## 令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 日本スポーツコーチ&トレーナー協会

### 1. 基本方針

あらゆるスポーツを行う人々に対し、正しいトレーニングや食事のあり方を普及指導する。指導者であるスポーツコーチ、トレーナー、栄養士の知識と技術向上を図るため教育事業を行う。特に当法人では「スポーツ栄養アドバイザー」の資格認定を行っており、指導者へ食事の重要性について知識を高め、アスリートをサポートすることを目的としている。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 普及事業	スポーツ栄養アドバイザー認定のための講義	5月～2月 計10回	オンライン	10	0
(2) 研修事業	スポーツ栄養勉強会	5月～2月 計10回	オンライン	60	0
(3) 派遣事業	-	-	-	0	0
(4) 認定事業	資格認定試験	3月・1回	オンライン/ 神戸女子大学	30	210

### 3. その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	収益見込 (千円)
(1) 有料派遣事業	-	-	-	0
(2) 有料公演事業	-	-	-	0
(3) 個別指導事業	-	-	-	0

### 4. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

#### (2) 事務局体制

事務局長：坂元美子、事務局スタッフ：新田祐子

法人名： 日本スポーツコーチ&トレーナー協会

令和7年度 活動予算書

令和7年 5月 1日から 令和8年 4月 30日まで

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費 活動会員	336,000	0	336,000
2. 受取寄付金 受取寄付金 施設等受入評価益 ボランティア受入評価益	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
3. 受取助成金等 受取民間助成金	0 0 0	0 0 0	0 0 0
4. 事業収益 普及事業収益 研修事業収益 派遣事業収益 認定事業収益	0 0 0 210,000	0 0 0 0	0 0 0 210,000
5. その他収益 受取利息 雑収益	740 0	0 0	740 0
経常収益計	546,740	0	546,740
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 ボランティア評価費用 法定福利費	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費 講師謝金(研修事業) 売上原価 通信運搬費 施設等評価費用 減価償却費	100,000 0 0 0 0	0 0 0 0 0	100,000 0 0 0 0
その他経費計	100,000	0	100,000
事業費計	100,000	0	100,000
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費 業務委託費 支払報酬 支払手数料 通信運搬費	283,800 217,000 11,000 566,500	0 0 0 0	283,800 217,000 11,000 566,500
その他経費計	1,078,300	0	1,078,300
管理費計	1,078,300	0	1,078,300
経常費用計	1,178,300	0	1,178,300
当期経常増減額	△ 631,560	0	△ 631,560
<b>III 経常外収益</b>			
1. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	△ 631,560	0	△ 631,560
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 631,560	0	△ 631,560
前期繰越正味財産額	1,394,241	0	1,394,241
次期繰越正味財産額	762,681	0	762,681

# 令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人 日本スポーツコーチ&トレーナー協会

## 1. 基本方針

あらゆるスポーツを行う人々に対し、正しいトレーニングや食事のあり方を普及指導する。指導者であるスポーツコーチ、トレーナー、栄養士の知識と技術向上を図るため教育事業を行う。特に当法人では「スポーツ栄養アドバイザー」の資格認定を行っており、指導者へ食事の重要性について知識を高め、アスリートをサポートすることを目的としている。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 普及事業	スポーツ栄養アドバイザー認定のための講義	5月～2月 計10回	オンライン	10	0
(2) 研修事業	スポーツ栄養勉強会	5月～2月 計10回	オンライン	60	0
(3) 派遣事業	-	-	-	0	0
(4) 認定事業	資格認定試験	3月・1回	オンライン/ 神戸女子大学	30	210

## 3. その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	収益見込 (千円)
(1) 有料派遣事業	-	-	-	0
(2) 有料公演事業	-	-	-	0
(3) 個別指導事業	-	-	-	0

## 4. 事業実施体制

### (1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年1回

### (2) 事務局体制

事務局長：坂元美子、事務局スタッフ：新田祐子

法人名： 日本スポーツコーチ&トレーナー協会

令和8年度 活動予算書

令和8年 5月 1日から 令和9年 4月 30日まで

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費 活動会員	300,000	0	300,000
2. 受取寄付金 受取寄付金 施設等受入評価益 ボランティア受入評価益	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
3. 受取助成金等 受取民間助成金	0 0 0	0 0 0	0 0 0
4. 事業収益 普及事業収益 研修事業収益 派遣事業収益 認定事業収益	0 0 0 210,000	0 0 0 0	0 0 0 210,000
5. その他収益 受取利息 雑収益	850 0	0 0	850 0
経常収益計	510,850	0	510,850
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 ボランティア評価費用 法定福利費	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費 講師謝金(研修事業) 売上原価 通信運搬費 施設等評価費用 減価償却費	100,000 0 0 0 0	0 0 0 0 0	100,000 0 0 0 0
その他経費計	100,000	0	100,000
事業費計	100,000	0	100,000
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費 業務委託費 支払報酬 支払手数料 通信運搬費	270,000 200,000 11,000 200,000	0 0 0 0	270,000 200,000 11,000 200,000
その他経費計	681,000	0	681,000
管理費計	681,000	0	681,000
経常費用計	781,000	0	781,000
当期経常増減額	△ 270,150	0	△ 270,150
<b>III 経常外収益</b>			
1. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	△ 270,150	0	△ 270,150
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	△ 270,150	0	△ 270,150
前期繰越正味財産額	762,681	0	762,681
次期繰越正味財産額	492,531	0	492,531